



Newsletter

Global Japanese Practice
KPMG in Thailand

Global Japanese Practice タイニュースレター 2023 年 1 月

タイ移転価格税制関連のアップデートと個人所得税のショッピング減税

お客様各位

新年明けましておめでとうございます。昨年は格別の御厚情を賜り、厚く御礼を申し上げます。
昨年末に移転価格税制関連のアップデートと個人所得税のショッピング減税のアナウンスがありましたのでお知らせします。
本年もどうぞよろしくお願いいたします。

I. タイが多国間自動情報交換合意に署名（国別報告書）

昨年 12 月 9 日付でタイ歳入局が多国間自動情報交換合意（Multilateral Competent Authority Agreement 「MCAA」）に署名を行いました。MCAA とは、参加国の税務当局間で各国の企業から提出された国別報告書（Country by Country Report 「CbCR」）の情報を相互に交換することを目的とした国際協定です。

これにより日本の最終親会社が日本の国税庁に提出した CbCR は、日本国税庁を通じてタイ歳入局に共有されることとなりますが、弊社から昨年 11 月 7 日に配信した「Global Japanese Practice タイニュースレター 2022 年 11 月」[国別報告書（CbCR）の通知義務について](#)に記載のとおり、在タイ日系企業は CbCR の提出義務がないことをタイ歳入局へオンラインで通知（タイに子会社が複数ある場合は子会社のうち 1 社が代表して通知を行うことも可）する必要がありますので、手続きを忘れないようにお願いします。

II. 移転価格の事前確認制度（ロールバック制度の適用）

昨年末に移転価格の事前確認制度（Advance Pricing Agreement 「APA」）ガイドラインの改訂版がタイ歳入局より公表されました。主な改訂内容は、これまで認められていなかった APA の合意内容を APA 申請前の年度に遡及適用するロールバック制度の導入です。ロールバック期間は、最大で 2 年間認められます。

例えば日本親会社とタイ子会社の取引にかかる APA の場合、最終的に日本・タイ両国の税務当局間で合意された利益レンジについて、これまでは APA 申請対象期間（最大 5 年）に限って有効とされていましたが、今後は APA 申請前の過去 2 年度分についてもその合意された利益レンジが遡って有効とされるため、過去年度分の移転価格リスクを排除・軽減できるメリットがあります。



Ⅲ. 個人所得稅のショッピング減稅（2023 年度分）

毎年の恒例行事ともいえますが、今年も個人の消費喚起を目的とした Shop Dee Mee Keun（“ショッピング減稅”）が内閣で承認され、昨年 12 月 22 日付で財務省から Ministerial Regulation No. 386、昨年 12 月 29 日付で歳入局から Notice of Director-General of Revenue Department No. 431 が公布されました。個人が一定期間中に一定の物品やサービスを購入了場合に、その購入金額を 2023 年度の個人所得稅の計算上、所得から控除できるというものです。

給与が手取り保証になっている駐在員の皆様の場合、直接個人のベネフィットにはなりません、とくに駐在員を多く抱える在タイ企業の場合には人件費コストの削減（一人あたり最大で：4 万バーツ x 最高稅率 35% ÷ 手取り保証による稅金のグロスアップ（1-35%）= 約 21,500 バーツ）が見込まれます。所得控除には Tax invoice もしくは E-tax invoice の入手が要件となっていますので、代金支払いの際、その場ですぐに発行してもらるように、ご自身の納稅者番号・登録住所の情報を携帯することをお勧めします。

| | |
|--------|---|
| 対象者 | 個人消費者 |
| 要件 | <ul style="list-style-type: none"> VAT 登録事業者が発行した対象物品またはサービスの購入金額を示す Tax invoice/ receipt もしくは E-tax invoice/ receipt を入手する必要がある Tax Invoice/ E-tax invoice は、納稅者名（個人名）、納稅者番号、登録住所が記載されたものでなければならない 新聞や雑誌を除く書籍及び電子書籍については、VAT 登録事業者でない事業者から購入したものであっても領收書（領收書発行者の Tax ID 番号が入ったもの）を入手することで所得控除の対象となる |
| 購入対象期間 | 2023 年 1 月 1 日～2023 年 2 月 15 日 |
| 所得控除金額 | <ul style="list-style-type: none"> 最大で 40,000 バーツ ハードコピーの Tax invoice で所得控除ができる金額は 30,000 バーツまで、E-tax invoice の場合は 40,000 バーツまで所得控除可 例えば 25,000 バーツのハードコピーの Tax invoice と 15,000 バーツの E-tax invoice の組み合わせで 40,000 バーツの所得控除可 |

| | |
|-----------|---|
| 対象物品・サービス | <p>タイ国内の VAT 登録事業者から購入した物品またはサービス（ただし、以下の物品やサービスを除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 酒類およびたばこ製品の購入 ● 自動車、二輪車および船・ボートの購入 ● 新聞および雑誌の購入（電子購読を含む） ● 旅行ツアー代金 ● ホテル代金 ● 水道光熱費、電話やインターネットの通信料 ● サービス提供期間が上記の購入対象期間を超えるもの（例：メンバーシップ費用） ● 保険料 |
|-----------|---|

KPMG のコメント

上記 II の「移転価格の事前確認制度（ロールバック制度の適用）」について、日本の親会社等との取引にかかる移転価格リスクを回避するための最も有効な手段は日本とタイにおける二国間 APA となります。これまでの実務では、日本側の移転価格リスクが高い（すなわち、タイ子会社の営業利益率が高い）状況での二国間 APA の申請が大半を占めており、APA 申請前の過去年度の移転価格リスク対応が一つの課題となっていました。今回の改訂でロールバックが正式に認められたことで、過去年度分の移転価格リスクを排除・軽減することが可能となり、APA の利便性が高まったといえます。日本とタイにおける二国間 APA は昔から申請件数が多く、両国の税務当局にもノウハウが蓄積されて申請のハードルも低くなってきています。もし APA 申請にご関心がありましたら、以下の担当者までお気軽にご連絡ください。

KPMG 税務担当者

柴田 智以
パートナー
E: tshibata1@kpmg.co.th



伊藤 進
ディレクター
E: sito1@kpmg.co.th



金澤 学
アソシエイトディレクター
E: mkanazawa1@kpmg.co.th



[KPMG 日系企業支援サービスウェブサイト](#)
[過去のニュースレター一覧](#)

KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先
gjp-marketing@kpmg.co.th

home.kpmg/th



[Privacy](#) | [Legal](#)

You have received this email from KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. If you wish to unsubscribe from our mailing list, please [click here to unsubscribe](#).

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2023 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

